



人事給与分科会「マイナンバー制度勉強会」資料

## マイナンバー制度が企業に与える影響と対策

### 第2部 SuperStream-NX 人事給与シリーズのご紹介 ～マイナンバー制度を見据えたシステム対応について～

2015/2/24

スーパーストリーム株式会社

商品企画部 岡部 毅



What's SuperStream ?

# スーパーストリーム株式会社について

## 経営基盤を支える国産パッケージベンダーとして、お客様と歩み続けます

会社名	スーパーストリーム株式会社
設立	1986年12月 (日本での事業開始はマコーマック&ドッジ・ジャパン株式会社より)
本社所在地	〒104-0054東京都品川区東品川2-4-11 野村不動産天王洲ビル
西日本事業所	〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀2-2-4 土佐堀ダイビル
株主構成	キヤノンITソリューションズ株式会社 100% (キヤノンMJ ITグループ)
代表者	代表取締役社長 高山 峰美
URL	<a href="http://www.superstream.co.jp/">http://www.superstream.co.jp/</a> (コーポレートサイト) <a href="https://www.superstream.jp">https://www.superstream.jp</a> (ユーザ会会員専用サイト)
事業内容	ソフトウェア・パッケージの企画・販売 販売製品のトレーニングおよびサポート システム導入のコンサルティング
取扱製品	基幹業務パッケージ SuperStream (財務会計・人事給与) ならびに連携アライアンス製品

企業の情報システムは、現在の激しい経営環境の移り変わりに適合するために、常に変化し続けなくてはなりません。変化の足を止めた、あるいは変化のスピードを緩めた情報システムは価値を失うだけでなく、企業の競争力そのものを大きく低下させることとなります。このような環境において、当社は財務会計・人事/給与システムの国産ソフトウェアベンダーとして、会計情報と人事情報を適正に管理・活用できるシステムをご提供し、日本企業の経営、バックオフィス業務を支援することが最大の使命であると考えております。特に、IFRSなどの各制度変更対応はもちろぬのこと、それにも増してお客様の戦略的業務ニーズに迅速に対応できる製品をご提供することを最重要目標に掲げております。また、もう一つの大切な使命はソフトウェアとしての製品機能の向上であり、お客様の情報システムの利用形態が多様化する中、より使いやすく、信頼性が高く、コストパフォーマンスの良い製品をご提供することです。特に直近のお客様のニーズであるグループ企業全体の経営管理や、グローバル対応、またSaaSによる提供、他システムとのシームレスな連携などが、今後の情報システムに求められる重要な要件であると認識し、お客様にご満足いただける機能をタイムリーに投入して参ります。私たちは、自分たちで作った製品であるSuperStreamをより多くの方に使っていただくことに「夢」を持っており、この「夢」の実現に向けたSuperStreamのさらなる発展を目指すことが私たちの「生き甲斐」となっております。累計導入社数が7,000社を超えた今、その思いはますます強いものになっております。私たちは、SuperStreamをお客様にとって単に使いやすい「易しい製品」というだけでなく、お客様のことを真に深く理解した「優しい製品とサービス」に進化させることを心に誓い、2012年5月に社名をスーパーストリーム株式会社に変更いたしました。これからも国産ソフトウェアベンダーの誇りを持ち、ベンチャースピリッツを忘れずにスピード感をもった経営に徹し、お客様のご期待にお応えし続けてまいります。

代表取締役社長 高山 峰美



# SuperStream のご提供形態

## コアコンピタンスを結集したリレーションシップ

お客様

お客様のニーズの把握

トータルソリューション  
信頼されるサポート

SuperStreamパートナー

ソリューションパートナー  
(72社) ※CORE/NX含む

テクニカルパートナー  
(11社) ※CORE/NX含む

SaaS販売パートナー  
(14社) ※NXのみ

お客様のニーズの伝達  
機能向上に向けたアドバイス

ニーズを反映した製品提供  
豊富な専門ノウハウに基づく支援

スーパーストリーム株式会社

価値ある統合業務ソリューションを大切なお客様にご提供する為、スーパーストリーム社はその豊富なノウハウと専門知識を現場に密着したビジネスパートナーの高度なインテグレーション能力に融合。幅広いお客様のニーズに柔軟かつ迅速に対応します。

スーパーストリーム社とパートナー各社のコアコンピタンスを活かした強力なパートナーシップにより、お客様はメーカーや Sier の制約を受けずに自社に最適な販売店を主体的に選択してご購入頂くことができます。

## ビジネスパートナー

### ソリューションパートナー

製品を熟知した多くの専任要員がお客様に、製品の提供、導入、サポートなどトータルサービスをご提供します。

### テクニカルパートナー

ソリューションパートナーを通し、質の高いコンサルティングとアドオン開発、導入、保守のサービスを専門にご提供します。

# 統合業務パッケージSuperStream

SuperStream-NX

統合業務パッケージ「**SuperStream**」は、1995年6月の発売開始以来、国内の中堅企業様を中心として、累計7,400社を超えるお客様にご利用頂いています。

また、日経コンピュータ誌の顧客満足度調査において毎年高い評価を得ています。

## 累計導入社数

**“7,402社”** うち上場企業**711社**

単年度導入社数（2013年4月～2014年3月）

**“357社”** うち上場企業**24社**

圧倒的な導入社数



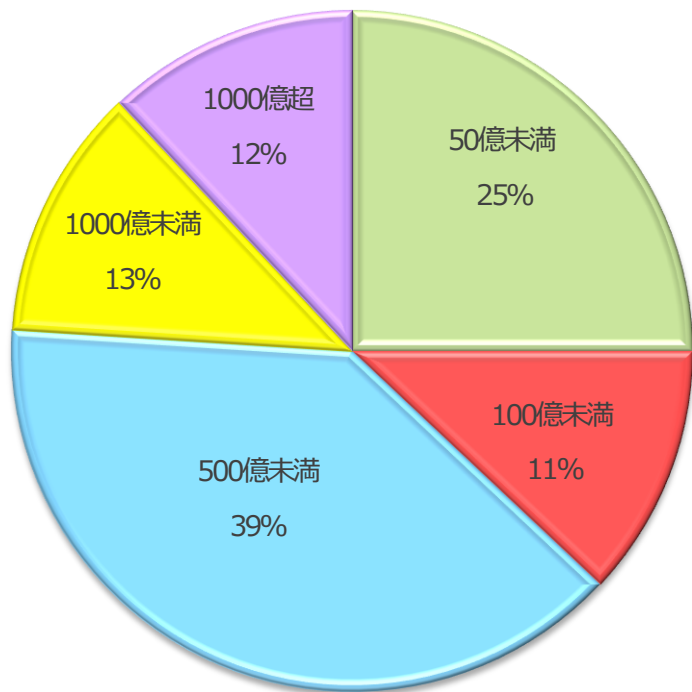
# 日本国内で圧倒的なシェア

# ご参考 : SuperStream Market Place

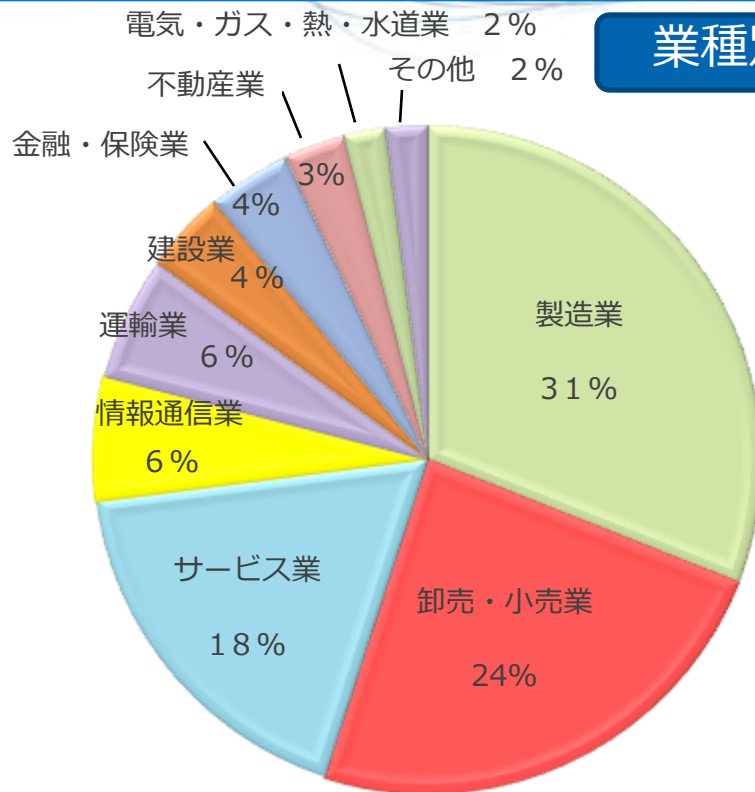
～累計導入実績分布図（年商/業種別）～



## 年商別



## 業種別



SuperStreamをご利用頂いているお客様の傾向として

- ◆年商50億～500億のユーザ様が70%以上と最も多くを占めている
- ◆業種別は国内の産業分布図とほぼ同じ配分

# ERPパッケージの顧客満足度調査で1位を獲得 ～矢野経済研究所 ERP顧客満足度調査～

SuperStream-NX



## ERP満足度調査

出展：矢野経済研究所 ERPパッケージ顧客満足度調査（法人ユーザアンケート調査）

アンケート実施期間：2013年7～8月 有効回答者数：643社 調査対象：国内中堅～大手企業

製品名	導入の 容易性	性能	機能	信頼性	システム構築 の容易さ	運用管理 の容易さ	導入価格	保守 サポート料	総合
SuperStream	2.8	2.9	<b>3.0</b>	<b>3.3</b>	2.6	2.8	2.2	2.2	<b>2.7</b>
A製品	2.5	2.6	2.6	2.8	2.4	2.6	2.2	2.3	2.5
B製品	2.4	2.5	2.5	2.7	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4
C製品	2.2	2.6	2.6	2.7	2.1	2.4	2.3	2.2	2.4
D製品	2.1	2.7	2.7	3.1	2.0	2.1	1.4	1.5	2.2
平均点	<b>2.4</b>	<b>2.7</b>	<b>2.7</b>	<b>2.9</b>	<b>2.3</b>	<b>2.5</b>	<b>2.1</b>	<b>2.1</b>	<b>2.4</b>

評価方法は、1～4の4段階評価で「4 = 大変満足、3 = まあ満足、2 = やや不満、1 = 大変不満」とした。  
集計では、各項目及び総合の平均値を算出した。

### <矢野経済研究所 調査結果サマリー>

矢野経済研究所では、法人ユーザアンケートによるERPパッケージの顧客満足度調査を行った。  
その結果、総合満足度で1位となったのはSuperStream（開発元：スーパーストリーム株式会社）であった。  
項目ごとに見ると、全体的に平均より満足度が高い傾向があるが、**導入の容易性、信頼性、機能、性能等において特に高い評価を得ている**。他方、導入価格、保守サポート価格等価格面では他製品及び平均との差は小さい。  
SuperStreamは、価格よりも、導入・利用のしやすさや信頼性において満足度が高いといえる。



SuperStreamは永続的に  
税制・法改定対応を保障



# SuperStream-NX システム構成図

会計ソリューション

- **統合会計**
  - 財務会計・管理会計(GL)
  - 支払管理・経費精算管理(AP)
  - 債権管理(AR)
- **固定資産管理**
  - 固定資産(FA)
  - リース資産(LM)

人事給与ソリューション

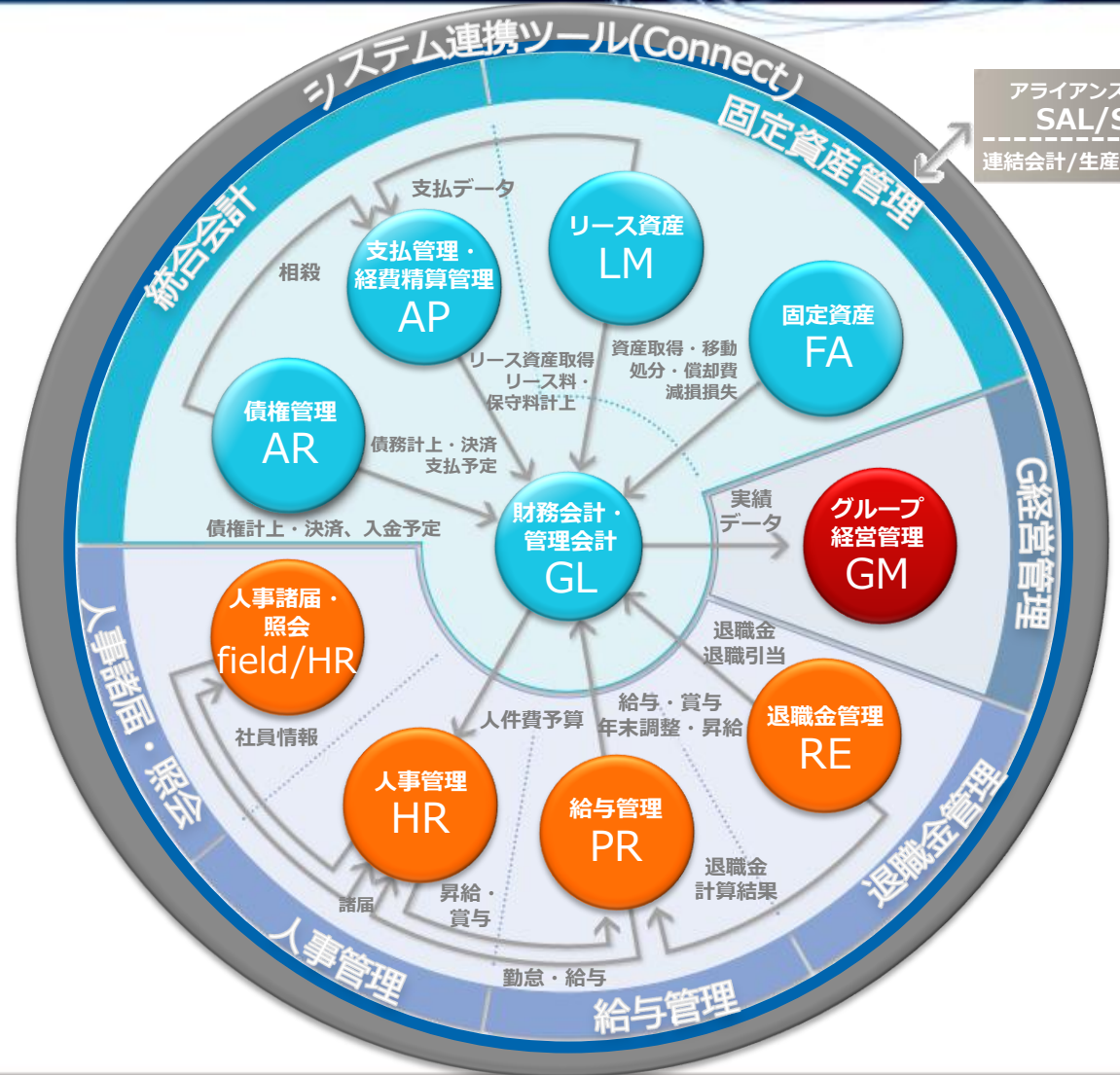
- **人事管理**
  - 人事管理(HR)
- **退職金管理オプション**
  - 退職金管理(RE)
- **給与管理**
  - 給与管理(PR)
- **人事諸届・照会**
  - 人事諸届・照会(field/HR)

経営分析

- **グループ経営管理**
  - グループ経営管理(GM)

EAI

- **システム連携ツール**
  - システム連携ツール(Connect)



# SuperStream-NX 人事給与の製品コンセプト

～企業理念に沿った強い組織・人材を育てる為に～

## ■ タレント管理

- ・従業員スキルの「あるべき姿」と「現状」を把握
- ・社員特性を活かした人材の適正配置
- ・人材育成を支援する仕組み

## Talent Management

ToBe

AsIs

## Self Service



## SuperStream-NX 人事給与

## Group-HR Management



## ■ 自立型社員の育成

- ・マネージャ、従業員による人事業務の意識改革
- ・人事諸届ワークフローにより業務処理を飛躍的に向上
- ・給与/賞与/年末調整書類のペーパーレス化

## ■ グループ全体の統合データベース

- ・グループ全体を範囲にした人材の適正配置
- ・グループ統一コード管理
- ・グループ検索/グループ給与計算機能



マイナンバー

本日の本題  
マイナンバーが  
人事システムに求めること

# マイナンバー制度で求められるシステム要件

特定個人情報取扱ガイドラインから読み取れること

【業務要件】 1. 事業者は、各種の安全管理措置を講じることにより、特定個人情報等が適正に取り扱われていることを  
「客観的に証明できること」が必要。

①事前的な証明のための安全管理措置

- ・安全管理措置の検討、基本方針 & 取扱規定等の策定
- ・組織的安全管理措置、
- ・技術的安全管理措置（アクセス制御、情報漏えいの防止ほか）

②事後的な証明のための安全管理措置

- ・取扱規定に基づく運用（システムログ or 利用実績の記録）

【マイナンバー制度が人事システムに求めること】

1. 各企業が「安全管理措置」を取れるシステムをご提供



- ・ネットワーク通信／データの暗号化
- ・アクセスログ管理

※登録／変更／削除のみならず「参照」も考慮が必要。

またログにマイナンバーが残らないよう考慮

# マイナンバー制度で求められるシステム要件

特定個人情報取扱ガイドラインから読み取れること

【業務要件】 2. 事業者は、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で、事務取扱担当者を明確にしておく必要がある。

A. 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

↓ **限定**

B. 特定個人情報ファイルの範囲の明確化

↓ **限定**

C. 個人番号を取り扱う事務に従事する従業者(事務取扱担当者)の範囲の明確化

※マイナンバーの非閲覧者は従来通りの業務となる

【マイナンバー制度が人事システムに求めること】

2. 各担当者毎にマイナンバーの取り扱い権限を詳細に設定



(ユーザー別のメニューセキュリティ、担当者単位の権限設定)

また担当者の実務・権限をドキュメントに明確に記載する

# マイナンバー制度で求められるシステム要件

特定個人情報取扱ガイドラインから読み取れること

3. 企業規模に応じた「管理レベル」を実現するために、中小企業者向けの例外規定が設けられている。

⇒全ての企業に適合する唯一の安全管理措置といったものは存在しない  
⇒安全管理措置のレベルについては、あくまでも「企業側のポリシー」で決める問題  
(ガイドラインの記載はあくまでも「例示」であり、細かく規則を定めていない)

【マイナンバー制度が人事システムに求めること】

- 3-1. 企業の規模に応じて、適切なレベルの安全管理措置を取ることができるシステム設計とする。



- ・セキュリティ要件として、人事システムに格納されたマイナンバーのアクセス制御等の設定を「追加」し、安全管理措置を図る

- 3-2. 大手企業、中小企業それぞれの管理レベルに適合する「システム設定例」をソリューション・ドキュメントとして取りまとめる



# マイナンバー制度で求められるシステム要件

業務要件	システム化内容
従業員から企業に向けたマイナンバーの提示 ⇒本人の同意、本人確認 ⇒企業が個人番号を取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事諸届・申請管理にマイナンバーを追加</li> <li>・ 本人基本情報照会等にマイナンバーを追加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>従業員のマイナンバーの取扱いに関する配慮が必要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入社時：従業員からマイナンバーの提示（本人確認が必要） マイナンバー部分は「<u>上長承認不可</u>」。</li> <li>・ マイナンバーの提示を拒否する従業員の取扱い。</li> </ul> </li> </ul>
個人番号の転記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得した個人番号を番号記載が義務付けられる帳票（社会保険、雇用保険、年金、税など）に転記すること</li> </ul>
個人番号の廃棄 目的外利用の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>従業員のマイナンバーの取扱いに関する配慮が必要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員が退社した場合等に、個人番号関連情報を廃棄・削除する</li> <li>・ 従業員が誤って番号を提示し、これを受領した場合は、返却・抹消等の措置が必要</li> </ul> </li> </ul>

## 【マイナンバー制度が人事システムに求めること】

### 4. 本人同意／申告、および退職時の廃棄を考慮する仕組み



- ・ マイナンバー申請用諸届（Webワークフローシステム・個別入力システム）
- ・ マイナンバー削除機能

# ご参考：会計システムに対するシステム要件

業務要件	システム化内容
預金に対するマイナンバーの付番	会社について <b>法人番号</b> (数字のみ13ケタ)の登録を可能とする。
	各預金口座について <b>マイナンバー</b> との紐付けを可能とする。
固定資産に対するマイナンバーの付番	固定資産入力 各固定資産について <b>マイナンバー</b> の登録を可能とする。 →資産の購入時には <b>マイナンバー</b> は採番されていない。 →資産一式で資産登録している場合は、 <u>部分異動の際に追加採番される</u> 可能性がある。
	固定資産異動照会 →各固定資産について <b>マイナンバー</b> での検索を可能とする。 表示項目として <b>マイナンバー</b> 欄を追加する。
	償却資産申告書（償却資産課税台帳）に <b>法人番号</b> を出力する。 種類別明細書（減少資産用）の各資産に <b>マイナンバー</b> 欄を追加。 種類別明細書（増加資産用、全資産用）の各資産に <b>マイナンバー</b> 欄を追加する。

## 【マイナンバー制度が会計システムに求めること】



- ・固定資産管理システムや支払管理システムにも影響を及ぼす可能性が高いが、資産付番や預金口座の対象範囲はまだ未決定





+ SuperStream-NX

# マイナンバーに対する SuperStreamの対応方針

(予定情報を含んでいます)

# マイナンバーが人事給与システムに 求めることを再度整理

## マイナンバーで必要な要件とSuperStreamの対応

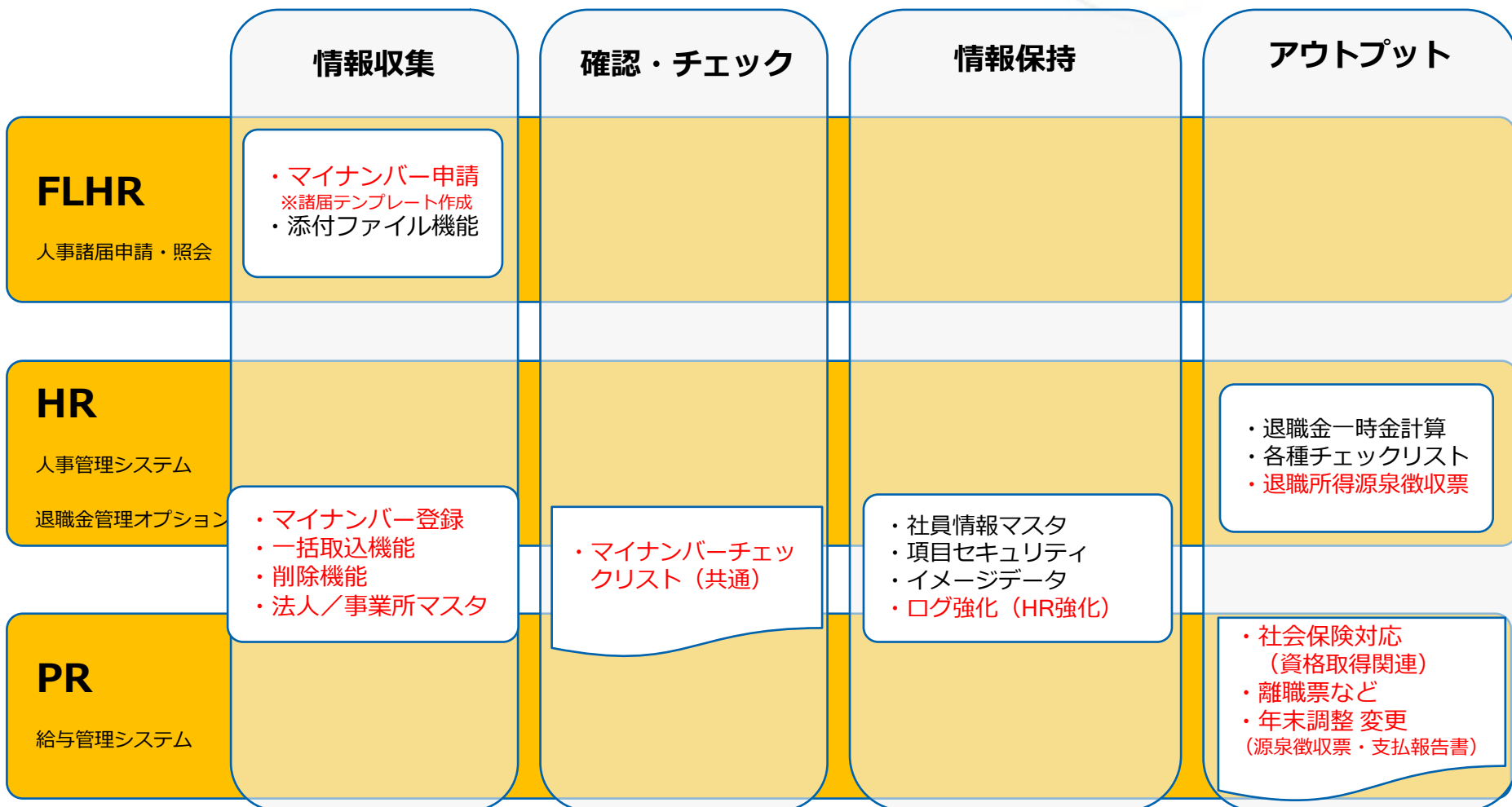
※プロダクト共通機能も○として含んでいます

分類	システム要件	HR 人事/退職金	PR 給与	field/HR 人事諸届・照会
アクセス制御	項目セキュリティ	○	○	○
	担当者メニューセキュリティ	○	○	○
ログ	ログ管理	○	○	○
情報の 取得・削除	申請（扶養家族含む）／承認	—	—	○
	個別入力・一括取込機能	○	○	—
	マイナンバーチェックリスト	○	○	—
	削除機能	○	○	—
給与関連 提出書類の反映	法人／事業所マスタ	○	○	—
	社会保険	○	○	—
	住民税	—	○	—
	年末調整	—	○	○

※現時点で想定される機能例であり、今後の検討過程で変更することがあります

# SuperStreamのマイナンバー対応 システム全体イメージ

SuperStream-NX



赤字：新規／既存修正の予定機能

※現時点で想定される機能例であり、今後の検討過程で変更することがあります

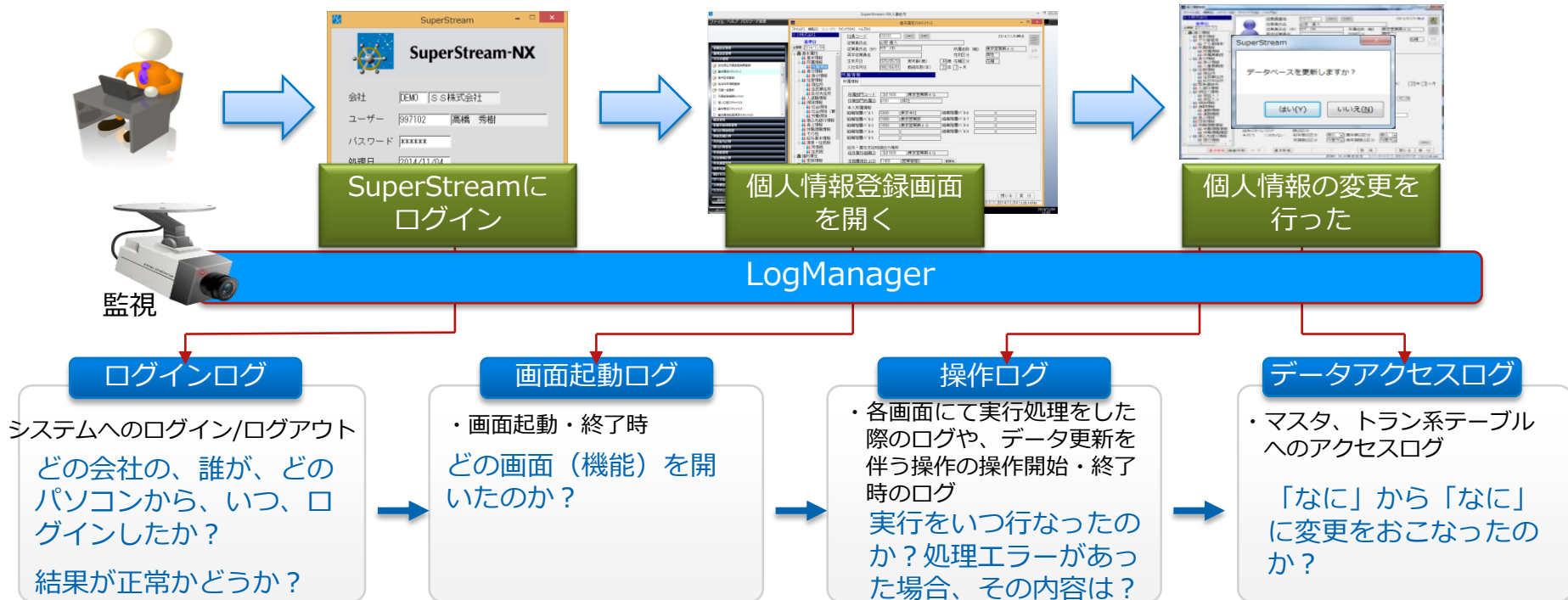
# ご参考：SuperStreamのログ管理機能

## ～ログ管理機能 LogManager～

SuperStream-NX

### 操作情報を監視するログ管理機能（マイナンバー対応で機能強化予定）

IT全般統制で重要視されているログ情報を採取しております。  
採取したログ情報は業務の可視化とその検証、データ監査の際のエビデンスとして利用可能です。



### ログ管理機能の強化（案）

ログインログ、画面起動ログ、操作ログ、を保持し、マイナンバーがどのような用途で利用されたか、確認できる機能を追加する。

マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる。  
（情報提供記録表示機能）

# ご参考：SuperStream-NX 給与管理

## ～雇用保険被保険者離職証明書等の出力～

SuperStream-NX

### 雇用保険被保険者離職証明書（離職票）等の出力機能（マイナンバーに追従予定）

給与体系にて賃金データをA欄又はB欄として集計する設定を実施し、離職票、六十歳到達賃金証明書、休業開始賃金証明書に出力する帳票データ（値）について、帳票出力前に集計を行い、直接修正できる機能をご用意しています。

支払期間	金額	備考
10月01日～10月01日	411,300	0
10月02日～10月02日	411,300	0
10月03日～10月03日	411,300	0
10月04日～10月04日	411,300	0
10月05日～10月05日	411,300	0
10月06日～10月06日	411,300	0
10月07日～10月07日	411,300	0
10月08日～10月08日	411,300	0
10月09日～10月09日	411,300	0
10月10日～10月10日	411,300	0
10月11日～10月11日	389,480	0
10月12日～10月12日	541,090	0
10月13日～10月13日	380,550	0
10月14日～10月14日	453,820	0
10月15日～10月15日	382,850	0
10月16日～10月16日	414,170	0

### 離職票基礎資料

### 離職票基礎資料（専用紙）※

※(株)日本法令様：被保険者離職証明書（ドットプリンター）

# ご参考 : SuperStream-NX 給与管理 / 退職金オプション

## ～源泉徴収票等のマイナンバー対応～

源泉徴収票等の提出  
変更後

別表第六(-)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所		氏名 (役職名)		個人番号						
	氏名		個人番号								
種別	支払金額	給与所得控除後の給与等の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額							
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の有無	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有・無	従有・無	特 定 老 人	そ の 他 特 別	そ の 他							
老人控除対象配偶者		千円	人	従人	人	従人	人	千円	千円	千円	千円
控除対象配偶者	氏名			個人番号							
控除対象扶養親族	氏名			個人番号							
	氏名			個人番号							
	氏名			個人番号							
	氏名			個人番号							
	氏名			個人番号							
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称		法人番号							
	氏名又は名称	(電話)		個人番号又は法人番号							

個人番号

家族個人番号

法人番号

※官報2014年7月9日付  
号外154号  
「所得税法施行規則の  
一部を改正する省令」  
より抜粋

# ご参考 : SuperStream-NX 給与管理

## ～扶養控除申告書(異動)申告書のマイナンバー対応～

扶養控除申告書等(異動)申告書の提出  
変更後

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 給与の名称 法人番号	(フリガナ) あなたの氏名 個人番号	生年月日 原籍主の氏名	市区町村長 給与の支払者の法人(個人)番号 あなたの個人番号	あなたの住所 又は居所 (郵便番号)	あなたの住所 又は居所 (郵便番号)	扶養 控除 申告 書 の 提出 有・無	扶 養 の 支 払 者 受 付 印
--------------------------	--------------------------	----------------	--------------------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------------------	---

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名 及 び 番 号	あなたとの 続 柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は寡婦(平22.1以前生)	寡妻扶養親族 (平22.1以前生)	住所又は居所	平成28年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった 場合に記載してください。)
A 控除対象 配偶者	1							
B 控除対象 扶養親族 (16歳以上 (平13.1以前生)	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 (この区分は、専ら扶養親族として申告している者に限り適用され、申告する扶養親族の人数を算入してご記入ください。)	1 障害者	2 寡婦	3 寡夫	4 勤労学生	左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に ついてのご注意」の(6)をお読みください。)	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった 場合に記載してください。)		

他の所得者が控除を受ける扶養親族等

氏名	あなたとの 続 柄	生年月日	住所又は居所	異動月日 及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名	あなたとの続 柄	住所又は居所

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	あなたとの 続 柄	生年月日	住所又は居所	平成28年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があっ た場合に記載してください。)
1 住民税に 関する事項 (16歳未満の 扶養親族 (平13.1.2以後生)						
2						
3						

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

配偶者個人番号

家族個人番号

家族個人番号

掲載時点におけるイメージです。  
確定様式ではありません。

※国税庁HP、H26.12.24掲載内容より抜粋 (事前の情報提供分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)

# ご参考 : SuperStream-NX 給与管理

## ～保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書のマイナンバー対応～

### 保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書の提出 変更後

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

法人番号 個人番号

保・配特

配偶者の氏名 配偶者の生年月日

配偶者個人番号

あなたの本年分の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)

あなたの配偶者の住所又は居所

あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族となる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は青色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がともに配偶者特別控除を受けることはできません。

配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。

所得の種類	収入金額等②	必要経費等③	所得金額④=②-③
給与所得①	650,000		
事業所得②			
雑所得③			
配前所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥			
遺贈所得⑦			
配偶者特別控除額⑧			
合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)			

配偶者特別控除額の早見表

所得の種類	所得金額④	控除額⑧	所得金額④	控除額⑧
①	380,000円 以下	380,000円	380,000円 以下	380,000円
②	380,000円 以上 450,000円 以下	380,000円	450,000円 以上 500,000円 以下	380,000円
③	450,000円 以上 500,000円 以下	380,000円	500,000円 以上 550,000円 以下	380,000円
④	500,000円 以上 550,000円 以下	380,000円	550,000円 以上 600,000円 以下	380,000円
⑤	600,000円 以上 650,000円 以下	380,000円	650,000円 以上 700,000円 以下	380,000円
⑥	700,000円 以上 750,000円 以下	380,000円	750,000円 以上 800,000円 以下	380,000円
⑦	800,000円 以上 850,000円 以下	380,000円	850,000円 以上 900,000円 以下	380,000円
⑧	900,000円 以上 950,000円 以下	380,000円	950,000円 以上 1,000,000円 以下	380,000円
⑨	1,000,000円 以上	380,000円	1,000,000円 以上	380,000円

社会保険料控除

社会保険の種類 保険料支払先の名称 氏名 保険料を負担することになった人 あなたが本年中に支払った保険料の金額

合計(控除額)

小規模企業共済

独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金  
個人型又は企業型年金加入者掛金  
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金

合計(控除額)

あなたの本年分の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。

あなたの配偶者の住所又は居所

あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族となる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は青色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がともに配偶者特別控除を受けることはできません。

配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。

所得の種類 収入金額等② 必要経費等③ 所得金額④=②-③

給与所得① 650,000

事業所得②

雑所得③

配前所得④

不動産所得⑤

退職所得⑥

遺贈所得⑦

配偶者特別控除額⑧

合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)

配偶者特別控除額の早見表

所得の種類 所得金額④ 控除額⑧

① 380,000円 以下 380,000円

② 380,000円 以上 450,000円 以下 380,000円

③ 450,000円 以上 500,000円 以下 380,000円

④ 500,000円 以上 550,000円 以下 380,000円

⑤ 550,000円 以上 600,000円 以下 380,000円

⑥ 600,000円 以上 650,000円 以下 380,000円

⑦ 650,000円 以上 700,000円 以下 380,000円

⑧ 700,000円 以上 750,000円 以下 380,000円

⑨ 750,000円 以上 800,000円 以下 380,000円

⑩ 800,000円 以上 850,000円 以下 380,000円

⑪ 850,000円 以上 900,000円 以下 380,000円

⑫ 900,000円 以上 950,000円 以下 380,000円

⑬ 950,000円 以上 1,000,000円 以下 380,000円

⑭ 1,000,000円 以上 380,000円

掲載時点におけるイメージです。  
確定様式ではありません。

※国税庁HP、H26.12.24掲載内容より抜粋 (事前の情報提供分 保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書)



# ご参考：マイナンバー対応で予定している SuperStream-NX 給与管理の機能一覧

対応機能	法人番号 (会社)	マイナンバー (社員)
マイナンバーチェックリスト		○
名称定義マスタ登録	○	
会社定義マスタチェックリスト	○	
名称定義チェックリスト	○	
所得税用事業所マスタ登録	○	
社会保険事業所マスタ登録	○	
社会保険事業所マスタグループリスト	○	
労働保険用事業所マスタ登録	○	
労働保険事業所マスタチェックリスト	○	
基本属性マスタ取込		○
住民税外部データ取込		○
住民税額通知書入力		○
地方税納付データ集計処理	○	○
年間月額報酬明細		○

対応機能	法人番号 (会社)	マイナンバー (社員)
被保険者報酬月額変更届	○	○
被保険者報酬月額算定基礎届	○	○
社会保険処理データ退避	○	○
社会保険確認リスト	○	○
社会保険磁気媒体届出書作成処理	○	○
労働保険納付基礎資料	○	○
離職票基礎資料	○	○
六十歳到達時等賃金基礎資料	○	○
休業開始時賃金基礎資料	○	○
扶養控除申告書	○	○
保険料兼配偶者特別控除申告書	○	○
個人別年末調整諸表	○	○
源泉徴収簿	○	○
源泉票・支払報告書磁気ディスク作成	○	○
年末調整総括表	○	
支払報告書（総括表）	○	○
源泉徴収票（専用紙）	○	○
年間賃金台帳		○

# 充実・安定した保守サービスをご提供

～法改正対応+業務サポートマニュアルのご提供～

SuperStream-NX

- 法改正時に「機能変更プログラム」「データ更新プログラム」だけでなく「業務運用サポートマニュアル」をご提供

## SuperStreamの主な制度対応実績

### ■ 税制・社会保険・労働保険改定

- ・住宅ローン控除に伴う摘要欄の記載
- ・地震・損害保険の保険料控除
- ・平成19年度健康保険制度変更
- ・雇用保険料率改定
- ・アスベスト健康被害救済の為の拠出金
- ・2010年4月 労働基準法改正
- ・2011年1月 扶養控除に関する改正
- ・2011年4月 標準報酬月額取扱い一部改正
- ・平成24年度税制改正、保険料控除他 等

### ■ その他

- ・個人情報保護法 等



業務運用マニュアルは製品マニュアルとは別にご提供

# 税制・法改定は標準で対応 業務運用マニュアルもご提供



+ SuperStream-NX

SuperStreamの  
対応スケジュール

# マイナンバーに向けたSuperStreamの 対応スケジュール



SuperStream-NX

FY2014

FY2015

FY2016

	FY2014	FY2015	FY2016	
マイナンバー動向	▲2014/9 税務関連の 情報公開開始	▲2014/11 社会保険 情報公開開始	▲2015/10 個人番号配布	▲2016/1 運用開始
SuperStream 対応スケジュール		▲2014 秋 基本方針決定	▲2015 秋 プロダクト提供	

## SuperStreamはマイナンバー対応を 標準保守範囲でご提供します

※パッケージの標準保守契約の締結が必要です

# 本日皆さまにお伝えしたいこと



マイナンバーはシステム面の考慮以外にも  
収集方法や管理面など実務／運用面で考慮する  
点が多く、2015年の“経営課題”の一つです。

残された時間はありません。



ご清聴ありがとうございました。

**SuperStream-NX**